

SDGs 活用販路開拓モデル創出事業公募要領新旧対照表

| 改正後 | 現 行 |
|--|---|
| SDGs 活用販路開拓モデル創出事業公募要領 | SDGs 活用販路開拓モデル創出事業公募要領 |
| 1 (略) | 1 (略) |
| 2 事業内容 | 2 事業内容 |
| <p><u>本事業の対象は、以下のいずれかに該当し、令和2年2月末日までに完了する事業です。</u></p> <p>(1) 県内中小企業がSDGsの達成に資する製品・役務の販路開拓を行う事業（モデル事業）の経費の一部を補助します。</p> <p>(2) 前号の補助を受ける事業実施者（以下、「補助事業者」という。）の取組に対して、県からの受託事業者が、伴走型支援（一対一で課題解決の支援）を行います。</p> | <p>(1) 県内中小企業がSDGsの達成に資する製品・役務の販路開拓を行う事業（モデル事業）の経費の一部を補助します。</p> <p>(2) 前号の補助を受ける事業実施者（以下、「補助事業者」という。）の取組に対して、県からの受託事業者が、伴走型支援（一対一で課題解決の支援）を行います。</p> |
| 3 対象者 | 3 対象者 |
| (1) (略) | (1) (略) |
| (2) 補助対象外となる申請及び事業計画 | (2) 補助対象外となる申請及び事業計画 |
| 次に掲げる事業は補助対象となりません。審査において、以下に該当するとされた場合は不採択となります。また、採択・交付決定後に以下に該当すると確認された場合も、採択・交付決定が取消しとなります。 | 次に掲げる事業は補助対象となりません。審査において、以下に該当するとされた場合は不採択となります。また、採択・交付決定後に以下に該当すると確認された場合も、採択・交付決定が取消しとなります。 |
| ア～オ (略) | ア～オ (略) |
| <u>カ 令和2年2月末日までに完了しない事業</u> | カ その他 |

| | |
|---|---|
| <p><u>キ</u> その他 (ア)～(オ) (略)</p> <p>4～9 (略)</p> <p>10 留意事項</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 本事業の交付決定を受けた場合は、以下の条件を守らなければなりません。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 本事業は<u>交付決定日の属する事業年度2月末日までに完了し、その日から起算して10日を経過した日</u>までに補助事業実績報告書を提出しなければなりません。</p> <p>エ～シ</p> <p>(6) (略)</p> <p>11 その他</p> <p>(1)～(5) (略)</p> | <p>(ア)～(オ) (略)</p> <p>4～9 (略)</p> <p>10 留意事項</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 本事業の交付決定を受けた場合は、以下の条件を守らなければなりません。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 本事業を完了したときは、<u>その日から起算して30日を経過した日又は事業完了期限から起算して30日を経過した日のいずれか早い日</u>までに補助事業実績報告書を提出しなければなりません。</p> <p>エ～シ</p> <p>(6) (略)</p> <p>11 その他</p> <p>(1)～(5) (略)</p> |
|---|---|